

冬の「いまがカエドキキャンペーン」割引

(低圧電気供給実施要綱)

2024年10月28日実施

冬の「いまがカエドキキャンペーン」割引

目 次

本	則	1
1	適用条件	1
2	実施要綱の変更	1
3	受付期間	3
4	契約の成立および契約期間	3
5	料金の適用期間	3
6	料 金	3
7	契約の廃止または契約種別の変更	4
8	そ の 他	4
附	則	5

本 則

1 適用条件

この低圧電気供給実施要綱（以下「この実施要綱」といいます。）は、次のいずれかに該当するお客さまがこの実施要綱の適用を希望され、当社との協議が整った場合に適用いたします。

- (1) 3（受付期間）に定める期間中に、低圧電気供給実施要綱のよりそう＋eねっとバリュー、よりそう＋ファミリーバリュー、よりそう＋ナイト&ホリデー、よりそう＋スマートタイム、よりそう＋おひさまeバリューおよびよりそうB動力プラン（以下「対象契約種別」といいます。）への契約種別の変更の申込みをされ、かつ、5（料金の適用期間）の始期において対象契約種別で契約中のお客さまであること。
- (2) 新たに当社との電気の需給契約を希望され、3（受付期間）に定める期間中に、対象契約種別での電気の使用の申込みをされ、かつ、5（料金の適用期間）の始期において対象契約種別で契約中のお客さまであること。

2 実施要綱の変更

(1) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、この実施要綱を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の低圧電気供給実施要綱によります。

イ 一般送配電事業者（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）または配電事業者（以下、一般送配電事業者とあわせて「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、この実施要綱を変更する必要がある場合

この場合、当社は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等または法令をふまえこの実施要綱を変更いたします。

なお、この実施要綱を変更するまでの間、この実施要綱における託送約款等は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等といたします。

ロ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

この場合、当社は、変更された税率にもとづきこの実施要綱を変更いたします。

ハ イおよびロ以外の事由であって、社会情勢の変化または発電費用もしくは電源調達費用の著しい変動等合理的な理由により、この実施要綱を変更する必要がある場合

- (2) 当社は、この実施要綱の変更を行なう場合は、この実施要綱の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とされない事項については、お知らせを省略することがあります。

また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合は、当該変更となる事項の概要のみをお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、契約締結後交付書面は交付いた

しません。

3 受付期間

受付期間は、2024年10月28日から2024年12月26日までといたします。

4 契約の成立および契約期間

- (1) この実施要綱による契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、この実施要綱による契約が成立した日から、2025年3月の検針日の前日までといたします。

5 料金の適用期間

料金の適用期間は、2025年1月の検針日から2025年3月の検針日の前日までといたします。

なお、3（受付期間）に定める期間中に、対象契約種別への変更の申込みおよび対象契約種別での契約の申込みをされた場合で、お客さまと当社との協議によって適用期間を定める場合があります。

6 料 金

- (1) 適用期間における料金は、対象契約種別の低圧電気供給実施要綱によって算定された金額（以下「割引前料金」といいます。）から、(2)によって算定された金額（以下「割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。ただし、割引額が当月の割引前料金を上回る場合は、各月の割引額は、当月の割引前料金にとどめます。
- (2) 割引額

割引額は、各月の基本料金および電力量料金（燃料費等調整額は含みません。）として算定された金額に15パーセントを乗じたものといたします。

7 契約の廃止または契約種別の変更

割引適用後に需給契約が廃止または契約種別が変更された場合は、当該月分の基本料金および電力量料金（燃料費等調整額は含みません。）を低圧電気標準約款22（日割計算）に基づき日割り計算をしてえた金額に15パーセントを乗じたものを割引額といたします。

8 その他

その他の事項については、低圧電気標準約款および対象契約種別の低圧電気供給実施要綱によるものといたします。

附 則（実施期間）

この実施要綱は、2024年10月28日から2025年3月31日までを実施期間といたします。